

定置漁業

免許番号	漁業の免許を受けた者		漁業権の内容					地元地区	存続期間	
	住所又は所在地	氏名又は名称	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件
海 定 第 1 号	鶴岡市三瀬己 301・308番地	有限会社仁三 郎	定置 漁業	ぶり定置漁業	12月1日から 8月31日まで	鶴岡市三瀬地先	次のイからハマまでの各点を順次に結んだ線及びイとハを 結んだ線によって囲まれた区域（方位は真方位とする。） イ 定置基点第1号（鶴岡市三瀬地内立岩の頂点）から 312度2,170メートルの点 ロ イから305度880メートルの点 ハ イから335度880メートルの点	漁具の上辺が水面下5 メートル以上の深さにな るように漁具を設置しな ければならない。	鶴岡市由良一丁目、 由良二丁目、由良三 丁目、三瀬、小波渡 及び堅苔沢	平成31年1月1日から 令和5年12月31日まで
海 定 第 2 号	鶴岡市鼠ヶ関 丙57番地	佐藤朝雄	定置 漁業	ぶり定置漁業	4月1日から 12月31日まで	鶴岡市鼠ヶ関地先	次のイからニまでの各点を順次に結んだ線及びイとニを 結んだ線によって囲まれた区域（方位は真方位とする。） イ 定置基点第2号（鶴岡市鼠ヶ関地内弁天島沖の芽） ロ イから180度100メートルの点 ハ イから259度1,100メートルの点 ニ イから301度1,050メートルの点	かき網の基点は沖の芽 から 100メートル以 上離さなければならな い。	鶴岡市鼠ヶ関、早 田、小岩川及び大岩 川	平成31年1月1日から 令和5年12月31日まで